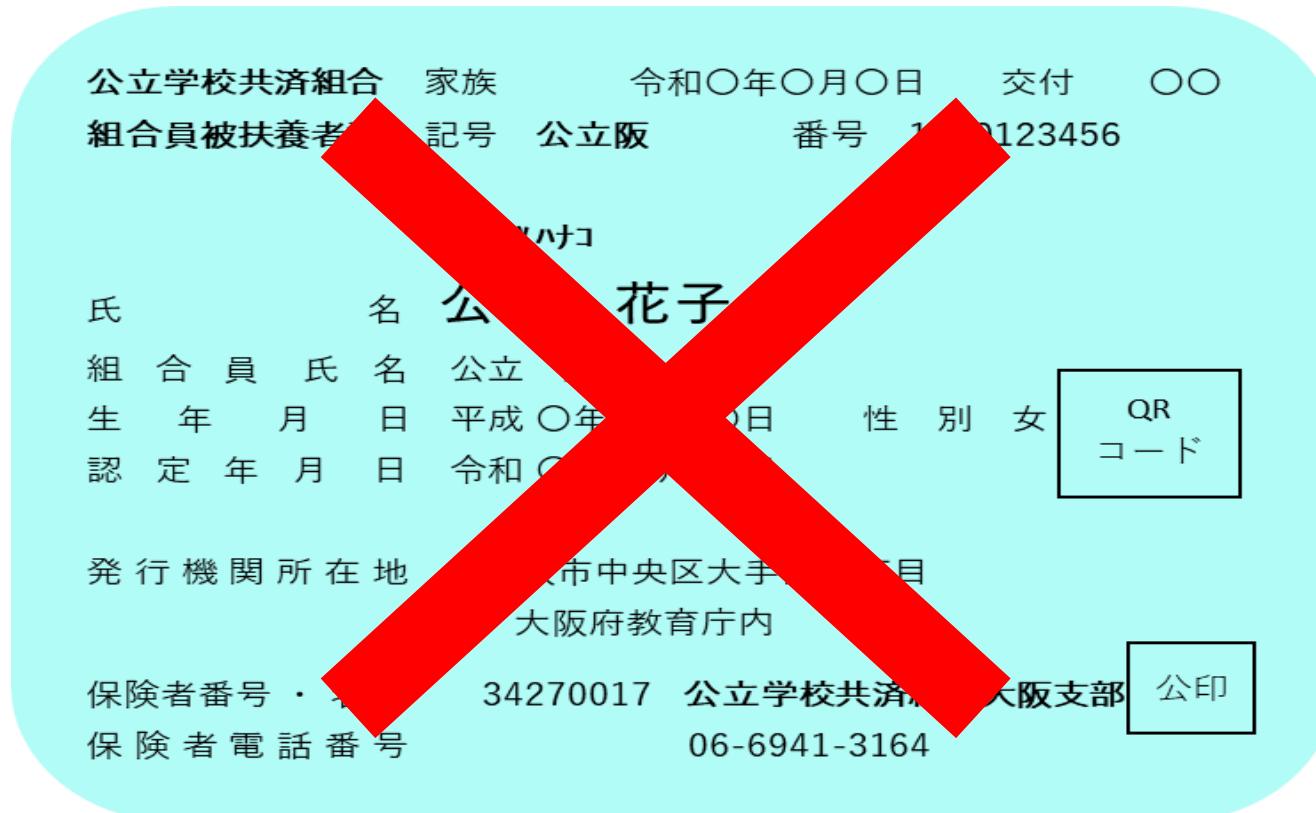


資格確認方法について

令和7年12月2日以降、組合員証・被扶養者証は利用できません！



- ・宿泊等利用補助事業
- ・トレーニング施設利用補助

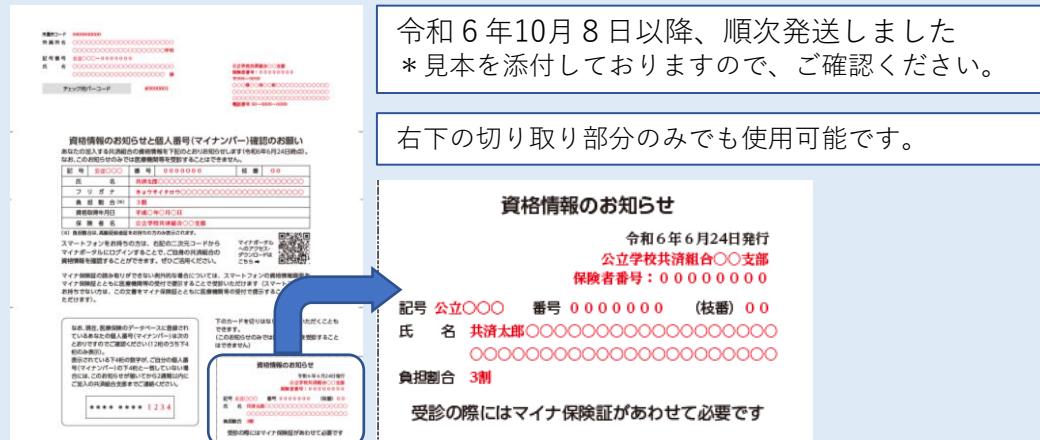
上記の厚生サービス事業を利用する際は組合員資格の確認が必要ですが、
令和7年12月2日以降は、
組合員証・被扶養者証を提示してもサービスは利用できません。

資格確認方法について

組合員資格確認書類を提示する際は、以下(1)～(3)のうちいずれか一つをご提示ください。



(2) 資格確認のお知らせ



(1) 資格確認書

資格確認書の様式は①②のいずれか
【①緑・はがきサイズ】 【②白紙・A4サイズ】

①



②



(3) マイナポータル画面の提示

- ①マイナポータルをダウンロード
- ②組合員本人のスマートフォン等から、マイナポータル画面にログイン
- ③ログイン後「健康保険証」メニューから「資格情報」画面を提示してください。

詳しくは別途【マイナポータル資格確認画面の操作方法】をご覧ください。